

# 本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査

令和4年7月22日付け事務連絡を踏まえ、本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査を以下のとおり、修正する。

## 【修正のポイント】

### 1 濃厚接触者の待期期間の短縮

修正前 原則7日間（8日目解除）。4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除。

修正後 原則5日間（6日目解除）。2日目、3日目に検査し、陰性確認により解除。

### 2 保育所等の濃厚接触者等

修正前 保健所が、保育所等と連携し、実施する。

修正後 **保育所等は、事業所と同じ扱いとする。**

**修正前**

# 本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査

・令和4年3月16日付け事務連絡に基づき、感染が継続している本県の状況を踏まえ、以下の方針を原則とする。

	同一世帯内で感染者が発生した場合	ハイリスク施設(※1)で感染者が発生した場合	保育所等(※2)で感染者が発生した場合	事業所等(※3)で感染者が発生した場合(左記以外の事業所)
積極的疫学調査	保健所が実施(※4)	保健所が実施(※4)	保健所が、保育所等と連携し、実施(保育所等が主体的に調査し、保健所で判断)(※4)	実施しない(※5) (事業者等において、感染者と接触があった者の確認等、必要に応じて実施)
濃厚接触者の特定	保健所が特定(全て同居者が濃厚接触者となる旨、感染者に伝達することをもって特定したことをとする。)	保健所が特定	保健所が、保育所等と連携し、特定(保育所等が濃厚接触者等の候補者リストを作成し、保健所で特定)	実施しない (事業者等において、感染者と接触があった者の確認等、必要に応じて実施)
濃厚接触者の行動制限(※6)	・原則7日間(8日目解除) ・(誰でも)4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除(※7)	・原則7日間(8日目解除) ・4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除(※7)	・原則7日間(8日目解除) ・(誰でも)4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除(※7)	【該当なし】 (ただし、感染者と接触があった者についてその他の欄を参照)
その他				事業所等で、感染者が発生した場合は、自主的な感染対策の徹底のために以下を周知。 ・感染者と接触があった者は、最後の接触から概ね7日間はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い行動を控えること ・感染者と接触があり、症状がある場合には、速やかに診療・検査医療機関を受診すること ・感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を感染者と共にした者等は一定期間(原則7日間(4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除))の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること

- ※1 ハイリスク施設とは、重症化リスクの高い方が多く入所・入院する高齢者施設、障害者施設、医療機関
- ※2 保育所等とは、保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む)、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ
- ※3 事業所等とは、ハイリスク施設、保育所等以外の事業所(通所型高齢者施設、障害者施設、中学校、高等学校、大学等を含む)
- ※4 濃厚接触者に対する検査など、保健所が必要と認めた検査は、行政検査として実施する。
- ※5 クラスターの発生等、感染状況などを考慮し、保健所が必要と認めた場合は、ハイリスク施設と同様、積極的疫学調査等を実施する。
- ※6 行動制限短縮の解除にあたっては、個別に保健所の確認を要しない。
- ※7 行動制限短縮のための検査は、自費検査。



修正後

# 本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査

・令和4年7月22日付け事務連絡に基づき、感染が継続している本県の状況を踏まえ、以下の方針を原則とする。

	同一世帯内で 感染者が発生した場合	ハイリスク施設(※1)で 感染者が発生した場合	保育所(※2)、事業所等(※3)で感染者が発生した場合 (左記以外の事業所)
積極的疫学調査	保健所が実施(※4)	保健所が実施(※4)	実施しない(※5) (保育所、事業者等において、感染者と接触があった者の確認等、必要に応じて実施)
濃厚接触者の特定	保健所が特定 (全て同居者が濃厚接触者となる旨、感染者に伝達することをもって特定したこととする。)	保健所が特定	実施しない (保育所、事業者等において、感染者と接触があった者の確認等、必要に応じて実施)
濃厚接触者の行動制限(※6)	・原則5日間(6日目解除) ・(誰でも)2日目、3日目に検査し、陰性確認により解除(※7)	・原則5日間(6日目解除) ・2日目、3日目に検査し、陰性確認により解除(※7)	【該当なし】 (ただし、感染者と接触があった者についてその他の欄を参照)
その他			保育所、事業所等で、感染者が発生した場合は、自主的な感染対策の徹底のために以下を周知。 ・感染者と接触があった者は、最後の接触から概ね5日間はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い行動を控えること ・感染者と接触があり、症状がある場合には、速やかに診療・検査医療機関を受診すること ・感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を感染者と共にした者等は一定期間(原則5日間(2日目、3日目に検査し、陰性確認により解除))の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること

- ※1 ハイリスク施設とは、重症化リスクの高い方が多く入所・入院する高齢者施設、障害者施設、医療機関
- ※2 保育所とは、保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む)、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ
- ※3 事業所等とは、ハイリスク施設、保育所等以外の事業所(通所型高齢者施設、障害者施設、中学校、高等学校、大学等を含む)
- ※4 濃厚接触者に対する検査など、保健所が必要と認めた検査は、行政検査として実施する。
- ※5 クラスターの発生等、感染状況などを考慮し、保健所が必要と認めた場合は、ハイリスク施設と同様、積極的疫学調査等を実施する。
- ※6 行動制限短縮の解除にあたっては、個別に保健所の確認を要しない。
- ※7 行動制限短縮のための検査は、自費検査。